

横手市議会 令和4年 第2回 3月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和3年12月31日で辞任した人権擁護委員の後任の候補者の推薦
報告 第5号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	市道走行中に発生した物損事故の損害賠償額と和解について令和4年1月28日に専決処分した報告 (賠償額 650,474円)
報告 第6号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	人身事故の損害賠償額と和解について令和4年2月7日に専決処分した報告 (賠償額 374,442円)
報告 第7号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	人身事故の損害賠償額と和解について令和4年2月7日に専決処分した報告 (賠償額 30,615円)
報告 第8号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	物損事故の損害賠償額と和解について令和4年2月8日に専決処分した報告 (賠償額 54,810円)
報告 第9号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する専決処分)	雪下ろし作業中の事故に対する損害賠償額と和解について令和4年2月9日に専決処分した報告 (賠償額 26,718円)
報告 第10号	放棄した債権の報告について	横手市債権の管理等に関する条例の規定に基づき決定した債権放棄の報告
議案 第3号	横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)	横手市交流センターにおいて横手市Bizサポートよこて事業を実施するための現行条例の一部改正  内容 ・第3条第1号の改正⇒Y2ぶらざを構成する施設として、「Bizサポートよこて」を追加 ・別表(第6条、第13条関係)中、「研修室4」に係る規定を削る。

区分	議案等の名称	概要説明
議案第4号	<p>横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)</p>	<p>非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための現行条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第3号(ア)の規定を削り、育児休業の取得要件のうち、「在職期間が1年以上」との要件を廃止</li> <li>・第19条第2号アの規定を削り、部分休業の取得要件のうち、「在職期間が1年以上」との要件を廃止</li> <li>・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、第23条及び第24条を新設</li> <li>・その他所要の改正</li> </ul>
議案第5号	<p>横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行) (R4.2.1適用)</p>	<p>国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、保育士の業務に従事する者に保育業務手当を支給するための現行条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育業務手当」を第2条第13号に新設</li> <li>・保育業務手当に係る規定を第15条に新設⇒「保育士の業務に従事した職員に1日につき450円支給する。」</li> <li>・その他所要の改正</li> </ul>
議案第6号	<p>横手市児童館設置条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)</p>	<p>大沢児童館及び神成児童館の廃止に伴う現行条例の一部を改正</p> <p>内容</p> <p>別表(第2条関係)中、「大沢児童館」及び「神成児童館」に係る規定を削る。</p>
議案第7号	<p>横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (第1条:公布日施行) (第2条:R4.4.1)</p>	<p>全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)の施行に伴う現行条例の一部改正</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税について、「未就学児がいる場合における被保険者均等割額の減額措置」に係る規定を第25条第2項に新設</li> <li>・上記のほか、規定の明確化、法改正に伴う所要の改正</li> </ul>

区分	議案等の名称	概要説明
議案第8号	横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例 (R4.4.1施行)	横手公園スキー場の廃止に伴う現行条例の一部改正等  内容 ・別表第1(第11条関係)及び別表第2(第15条、第25条関係)中、「横手公園スキー場」に係る規定を削る。 ・横手市緑地休養センター設置条例(平成17年横手市条例第242号)を廃止する。
議案第9号	横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)	奨学金の貸付金額及び償還期間を見直すための現行条例の一部改正  内容 ・第4条の改正⇒大学等に係る奨学金の金額を「月額40,000円」から「月額50,000円」に引き上げ、また、希望に応じて借り入れる奨学金を減額できるようにする。 ・第11条の改正⇒奨学金の償還期間の見直し ・その他所要の改正
議案第10号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例 (R4.4.1施行)	横手市雄物川テニスコートの廃止に伴う現行条例の一部改正  内容 ・別表第1(第2条関係)及び別表第2(第7条、第14条関係)中、「横手市雄物川テニスコート」に係る規定を削る。 ・その他所要の改正
議案第11号	辺地に係る総合整備計画について	辺地に係る総合整備計画(計画期間:令和4年度～令和8年度)の策定。  内容 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)に基づき、令和4年度～令和8年度を計画期間とする狙半内地区の総合整備計画を策定するもの。

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第12号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	横手市天下森スキー場	
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社	
		指定期間	変更前	H31.4.1～R4.3.31
			変更後	H31.4.1～R5.3.31
議案第13号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園	
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社	
		指定期間	変更前	H31.4.1～R4.3.31
			変更後	H31.4.1～R5.3.31
議案第14号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	施設名	横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね	
		指定管理者	株式会社 天下森振興公社	
		指定期間	変更前	H31.4.1～R4.3.31
			変更後	H31.4.1～R5.3.31
議案第15号	公の施設の利用に関する協議について	施設名	西和賀町水道施設	
		利用区域	横手市山内黒沢字堂林、上黒沢、丸志田、蒲坂、荒沢口の全域及び上ノ山、上桑谷地、田代沢口、瀬野ヶ台、石田、下黒沢、堂の上の一部	
		内容	西和賀町と横手市が共同利用する水道施設の範囲、管理区分及び経費の負担方法等協議するもの。	
議案第16号	権利の放棄について	相手方が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、徴収の見込みがないため、放棄しようとするもの。		
		内容	空家等の緊急安全対策措置費用	
		放棄額	1,298,000円	

区分	議案等の名称	概要説明
議案第17号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。
		内容 医療費個人負担金
		放棄額 127,675円
議案第18号	権利の放棄について	相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため、放棄しようとするもの。
		内容 医療費個人負担金
		放棄額 568,990円
議案第19号	市道路線の廃止について	3路線の廃止
		・上溝川河川改修工事関連(大森地域) 1路線
		・周辺道路状況関連(横手地域、大雄地域) 2路線
議案第20号	市道路線の認定について	22路線の認定
		・上溝川河川改修工事関連(大森地域) 2路線
		・開発行為関連(横手地域、十文字地域)12路線
		・周辺道路整備関連(横手・十文字地域)6路線
		・道路改良関連(横手地域)2路線
議案第29号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて	市営温泉施設特別会計へ一般会計から174,270千円以内を繰り入れる。
議案第30号	令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて	浄化槽市町村整備推進事業特別会計へ一般会計から12,760千円以内を繰り入れる。